

証券コード 5277
平成27年6月4日

株 主 各 位

〒113-0034
東京都文京区湯島二丁目4番3号
株式会社スパンクリートコーポレーション
代表取締役 飯 牟 礼 聡

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面により議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月19日（金曜日）午後5時35分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月22日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都文京区湯島一丁目7番5号
東京ガーデンパレス2階 「天空」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第53期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件
第5号議案 補欠監査役3名選任の件
第6号議案 会計監査人不再任の件
第7号議案 会計監査人選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.spancretecorp.com>）に掲載させていただきます。

※ 本総会終了後、同会場において、会社説明会を開催いたしますので、是非ご参加いただきますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、政府による経済政策や日銀の量的・質的金融緩和の導入により、円安・株高基調が継続しており、引き続き緩やかな回復はみられたものの、個人消費は消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要の反動減の長期化により、先行き不透明な状況が続いております。海外におきましても、中国や新興国での成長鈍化による影響や、中東及び東欧における地政学的リスクに起因する懸念から、景気の下振れリスクが払拭できない状況となっております。

この間、建設業界におきましては、公共投資が底堅く推移する中、人手不足に起因する労務単価の上昇や資材価格の高止まりの影響により厳しい経営環境が続いてまいりました。

このような状況下で当社の業績は、売上高21億1百万円(前期比26.5%減)、営業損失3億7千万円(前期は2億4千6百万円の営業利益)、経常損失3億5千7百万円(前期は2億7千1百万円の経常利益)と減収減益となりました。

当期純損益につきましては、不動産事業の台東オリエントビルを売却した固定資産売却益2億4千3百万円を特別利益に計上し、1億7千3百万円の当期純損失(前期は1億5千7百万円の当期純利益)となりました。

事業部門別の業績は、次のとおりであります。

<スパンクリート事業>

当事業は、売上数量が対前期比12.1%減と低迷しており、売上高は18億2千3百万円(前期比27.9%減)と減収となりました。利益面に関しましても、営業損失4億7千4百万円(前期は8千万円の営業利益)と減益となりました。

<不動産事業>

当事業は、オフィスビルの賃料収入が安定収益源となっておりますが、経営資源の有効活用及び維持管理コスト削減のため、平成26年7月末に築年数の一番古い台東オリエントビルを売却し、平成26年12月中旬に千代田区神田神保町にオフィスビル1棟（神田TNKビル）を取得したことにより、売上高2億7千7百万円（前期比15.2%減）、営業利益1億1千1百万円（前期比34.8%減）となっております。

事業別	売上高	受注高
スパンクリート事業	1,823,896千円	2,258,642千円
不動産事業	277,393	—

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は11億6千3百万円で、その主なものは次のとおりであります。

ア 当事業年度中に完成した主要設備

スパンクリート事業 宇都宮工場 製造設備の更新
 不動産事業 ビル設備更新

イ 当事業年度中に取得した主要設備

不動産事業 オフィスビル1棟取得
 （神田TNKビル）

ウ 当事業年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、減失

不動産事業 オフィスビル1棟売却
 （台東オリエントビル）

③ 資金調達の状況

当事業年度の資金調達は、自己資金及び借入金により賄っており、増資等による資金調達は行っておりません。

当事業年度末における借入金残高は以下のとおりです。

区分	第53期（当事業年度）
短期借入金	890,000千円
1年内返済予定の長期借入金	101,700
長期借入金	355,925
合計	1,347,625

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 50 期 (平成24年3月期)	第 51 期 (平成25年3月期)	第 52 期 (平成26年3月期)	第 53 期 (当事業年度) (平成27年3月期)
売 上 高(百万円)	3,136	4,049	2,857	2,101
当 期 純 損 益(百万円)	376	399	157	△173
1株当たり当期純損益 (円)	48.87	51.81	20.44	△22.49
総 資 産(百万円)	9,035	9,740	9,610	10,248
純 資 産(百万円)	7,211	7,709	7,774	7,721
1株当たり純資産額 (円)	935.57	1,000.18	1,008.52	1,001.67

(注) 1. 単位百万円の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純損益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式を控除して算出しております。

(3) 対処すべき課題

当社は、創業以来スパンクリート（穴あきPC板）と呼ぶコンクリート部材を建設業界に供給しております。当社の主力製品であるスパンクリートは、耐久性の面に優れ、断熱性能、遮音性能、耐火性能面でも優れた特性を有しており、工場での量産が可能であり、プレハブ化による工期の短縮、工事の省力化を図ることができ、ひいては建設コストの引き下げに貢献することができます。建設業界にとって建築施工の合理化を推進していくことは永遠の命題であり、スパンクリートはその一助になり得るものと確信しております。

当社は、このスパンクリートを安定的に供給できる生産、販売体制を強化し、かつ効率化を推進することにより、建築の合理化を必要とする顧客のニーズに応え満足して頂くとともに、自己の企業価値を高め広く社会に貢献する企業を目指してまいりたいと考えております。

こうした背景と認識の下で、当社は次の経営方針を立てそれを具現化することにより経営基盤の強化を図っていきたくと考えております。

- ①主力であるスパンクリート事業において、工場の効率化及び生産・出荷体制の調整等により生産コストを削減し、他社のコンクリート製品、工法とのコスト競争力を強化する。同時に顧客満足度経営を重視し、顧客ニーズへの即応体制を構築し、製品の品質安定・改善に努める。
- ②付加価値の高い戦略製品と相対的に利益率の確保しやすい商品及びマンションの床板の拡販に注力する。

③スパンクリートの販路を再構築し、需要の増加している建築並びに土木の分野に営業活動を行う。

④スパンクリートの生産ラインを活かした、より付加価値の高い新製品の開発に努める。

⑤収益基盤の安定化を図るために、不動産事業の着実な推進を図る。

以上の経営方針を中長期的な経営課題の実現策として強力に推進してまいりますが、昨今のスパンクリート事業を取り巻く環境は、国内経済は緩やかな回復基調がみられるものの、建設業界の先行きは依然不透明な状況が続いており、原材料価格は高止まったままで極めて厳しい局面となっております。

当社が取り組まなければならない課題は、業績にかかわらず次のとおりと考えております。

①製造コストのさらなる引き下げであります。最適生産効率を追求し、かつ品質向上を図ります。又、原材料費の可能な限りの抑制を推進していく必要があると考えております。

②人員及び経費のスリム化であります。工場の構えの調整に合わせて人員の圧縮や経費削減を実施してまいります。

③付加価値の高い戦略製品と相対的に利益率の高い商品及びマンション床板の拡販に注力してまいります。

④工場の構えの調整を円滑に行うこととあります。当社は全量受注生産で、出荷のタイミングにより生産調整を行う必要があり、この構えを迅速かつきめ細かく調整することが製造コストを引き下げるうえで極めて重要なポイントになります。出荷情報による工場の構えの調整を弾力的に実施してまいります。

以上の方策を、全社挙げて取り組んでまいっている覚悟でおります。

不動産事業につきましては、オフィスビルの賃料収入が安定収益源となっております。今後も収益力の安定に努めてまいります。

(4) 主要な事業内容 (平成27年3月31日現在)

事業	主要な事業内容
スパンクリート事業	建設用の床・壁・屋根の材料「スパンクリート」等の製造・販売
不動産事業	不動産の賃貸・管理

(5) 主要な営業所及び工場（平成27年3月31日現在）

本	社	東京都文京区
當	業	宇都宮営業所（栃木県宇都宮市）、仙台営業所（宮城県仙台市）
工	場	宇都宮工場（栃木県宇都宮市）

(6) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
86(15)名	－(△3)名	45.8歳	16.10年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。なお、臨時従業員には、パート及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員(4名)を除いております。

(7) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	590,000千円
株式会社三井住友銀行	457,625
株式会社三菱東京UFJ銀行	200,000
株式会社りそな銀行	100,000

(8) その他の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 28,824,000株
(2) 発行済株式の総数 9,320,400株
(3) 株主数 1,311名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三 菱 商 事 株 式 会 社	1,187千株	15.41%
日本スバンクリート機械株式会社	1,094	14.19
鈴 木 金 属 工 業 株 式 会 社	608	7.89
村 山 典 子	572	7.42
村 山 知 子	471	6.12
東 プ レ 株 式 会 社	210	2.73
株 式 会 社 紀 文 食 品	201	2.62
遠 山 借 成 株 式 会 社	185	2.41
日本パーカラijing株式会社	129	1.68
SOCIETE GENERALE NRA NO DTT	126	1.63

(注) 1. 持株比率は自己株式（1,611,898株）を控除して計算しております。

2. 鈴木金属工業株式会社は、平成27年4月28日付で平成27年6月25日開催の株主総会で決議されることを条件に平成27年9月1日の予定で新日鐵住金株式会社の完全子会社になることを公表しております。

3. 新株予約権等の状況

当社役員が保有している新株予約権の状況（平成27年3月31日現在）

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

平成17年6月28日第43回定時株主総会決議（特別決議）

平成17年7月14日開催の取締役会決議

- ・新株予約権の数
6個（新株予約権1個につき2,000株）
- ・新株予約権の目的である株式の種類及び数
普通株式 12,000株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使に際しての権利行使価額
1個当たり 2,000円（1株当たり 1円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
資本金 1個当たり 1,000円（1株当たり 0.5円）
資本準備金 1個当たり 1,000円（1株当たり 0.5円）
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成17年8月1日から平成32年8月31日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 1. 対象者は、新株予約権を割当てられた時に就任していた取締役を退任したときに限り、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、対象者は、対象者が上記の取締役を退任した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から当該権利行使開始日より10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
 2. 対象者は、新株予約権を質入れ、その他一切の処分をすることができない。
 3. 対象者が死亡した場合、対象者の相続人のうち、対象者の配偶者、子、1親等の直系尊属に限り新株予約権を行使することができる。ただし、相続人は、当該取締役が死亡退任した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。
 4. この他の権利行使の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権付与契約書の定めるところによる。
- ・当社役員の保有状況

区 分	新株予約権の数	目的である株式の数	保 有 者 数
取 締 役 (社外取締役を除く)	6個	12,000株	1名

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	飯 牟 礼 聡	総括 営業本部・総務・生産・内部監査・ 経営企画・生産イノベーション管掌
取締役相談役	齊 藤 建 次	
取締役	菊 池 透	総務・経営企画・生産・技術・品質 保証室・生産イノベーション室担当
取締役	村 山 典 子	
取締役	分 藤 潔	鈴木金属工業株式会社 常務取締役
取締役	大 野 浩 司	三菱商事株式会社 生産原料本部 住宅資材部長
取締役	坪 井 哲 明	日本スパンクリート機械株式会社 代表取締役社長 富士平工業株式会社 代表取締役社長
常勤監査役	森 康 裕	
監査役	松 岡 幸 秀	松岡公認会計士事務所 公認会計士 株式会社ティーガイア 社外監査役 平和紙業株式会社 社外監査役
監査役	阿 部 裕 三	東京綜合法律事務所所長 弁護士 明治機械株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役のうち分藤潔氏、大野浩司氏及び坪井哲明氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役森康裕氏、監査役松岡幸秀氏及び監査役阿部裕三氏は、社外監査役であります。
3. 監査役松岡幸秀氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 常勤監査役森康裕氏は、東京証券取引所から確保が義務付けられた独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	4名	50,466千円
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	17,790 (17,790)
合 計	7	68,256

- (注) 1. 社外取締役3名については、無報酬であるため「支給人員及び支給額」に含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、昭和63年7月30日開催の臨時株主総会において月額20百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、昭和63年7月30日開催の臨時株主総会において月額2百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 取締役分藤 潔氏は、鈴木金属工業株式会社 常務取締役であります。同社は当社の大株主であり、重要な資材仕入先であります。
 - ・ 取締役大野浩司氏は、三菱商事株式会社 生産原料本部 住宅資材部長であります。三菱商事株式会社は当社の筆頭株主であり、同社100%子会社三菱商事建材株式会社は当社の総販売代理店であります。
 - ・ 取締役坪井哲明氏は、日本スパンクリート機械株式会社の代表取締役社長及び富士平工業株式会社代表取締役社長であります。日本スパンクリート機械株式会社は当社の大株主であります。なお、富士平工業株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
 - ・ 監査役松岡幸秀氏は、株式会社ティーガイア及び平和紙業株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・ 監査役阿部裕三氏は、明治機械株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		主 な 活 動 内 容
取締役	分藤 潔	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	大野 浩司	当事業年度開催の取締役会13回うち11回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	坪井 哲明	平成26年6月20日就任後開催の取締役会10回うち9回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	森 康裕	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席いたしました。C I A（公認内部監査人）等としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	松岡 幸秀	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	阿部 裕三	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 17,200千円
 ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 17,200千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、当該会計監査人の独立性及び審査体制その他の会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを特に考慮し、監査役会と綿密な連携をとりつつ、解任又は不再任の決定を行うことといたします。

また、監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条各号の他、会計監査人の独立性及び審査体制その他の会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを特に考慮し、取締役会とも連携をとりつつ、解任又は不再任の決定につき厳密かつ総合的に判断することといたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、企業倫理とコンプライアンスの重要性を認識し、経営の透明性・公正性を図り、企業価値の向上と社会から信頼される企業の実現を目指すとともに、関連法規を遵守し、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性を高めるべく、内部統制システムを適切に運用しております。取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社の経営管理体制は、「取締役会」、「監査役会」、「会計監査人」で構成する。
 - ・ 「取締役会」は、法令及び定款に定めるもののほか、「取締役会規定」に基づき運営する。
 - ・ 取締役は、担当職務を執行し、その状況を「取締役会」に報告するとともに、他の取締役の職務執行について、法令及び定款への適合性を相互に監視する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 各種情報は、法令等に定めるもののほか、「内部情報管理規定」を遵守し管理する。
 - ・ 取締役会議事録等の各種文書は、「文書管理規定」に基づき適切に作成し保管する。

- ・財務情報や経営上の重要な情報開示についても、情報管理責任者の下で各種法令、東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）の指導等を勘案の上、適宜・適切に実行する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・取締役及び各部門長は、法令遵守、事故、防災、安全衛生、品質管理、情報管理等の想定し得る業務上のリスクに関するリスクマネジメント活動を行う。
 - ・「リスクマネジメント委員会」を設置し、当該委員会が、リスクマネジメント活動の状況把握と評価を行うとともに、重要事項については「取締役会」に報告する。
 - ・経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生した場合は、社長を本部長とする「危機管理本部」を直ちに招集し、迅速に対応する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・「取締役会」は、迅速、正確な経営情報の把握と機動的な意思決定を図るべく少数取締役で構成し、毎月1回の「定時取締役会」に加え、必要に応じて「臨時取締役会」を適宜開催する。
 - ・経営計画や設備投資等の重要な事項については、「取締役会」に付議する前に、執行役員で構成する「経営協議会」等の会議体の場で十分審議する。
 - ・業務執行については、「職制規定」、「職務権限規定」に基づき権限・責任を明確化し適宜・適切に遂行する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
- ・全ての役職員が、当社の「企業理念」、「企業行動指針」に基づき経営の理念や方針を共有するとともに、「企業倫理規範」を業務運営における判断の基準とする。
 - ・執行役員及び幹部社員は、法令、社内規定、業務方針等を社員に対し周知・徹底する。
 - ・社員は、法令及び社内規定を遵守し、適正に職務を遂行する義務を負う。また、違法行為等は就業規則に則り制裁する。
 - ・当社は、反社会的勢力との如何なる係りをも遮断すべく、全ての役職員は「企業倫理規範」第7項の「反社会的な勢力・団体・個人への利益供与等の禁止」を遵守し、その遂行状況を取締役及び幹部社員は注視する。

- ・内部監査については、代表取締役直轄の内部監査室が厳正中立の立場で各業務部門の業務監査を実施し、法令及び定款に定めるもののほか、社内の諸規定遵守の観点に基づき適切な指摘・指導を行うとともに、代表取締役に対し、その結果と改善方向について報告する。
- ⑥ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社及び子会社は、事業戦略を共有化し、一体経営を行うとともに、当社と子会社との間で、内部統制・リスクマネジメントに関する情報の共有化や施策の共通化を図る。
 - ・当社の監査役及び内部監査室は、子会社の業務監査を行い、当社の代表取締役及び子会社の代表取締役に対し、内部統制システムの機能状況を報告し、必要に応じ改善を求めらる。
- ⑦ 監査役の監査に関する体制
- ・監査役より、監査役職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、その使用人の人事に関する事項は監査役会との協議により決定する。
 - ・取締役、執行役員及び幹部社員は監査役監査において、職務執行の状況、経営に影響を及ぼす重要事項等について、監査役に適宜・適切に報告する。
 - ・監査役は、業務監査を行い、その結果を代表取締役に報告するとともに、内部統制システムの機能状況等を監査し経営上の重要課題につき関係取締役と意見交換する。
 - ・監査役は「取締役会」に加え、「経営協議会」等の重要な会議に出席し、コンプライアンス遵守の観点から必要に応じて意見陳述を行う。
- ⑧ 内部統制の変更・追加に関する体制
- ・内部統制に変更・追加等が発生した場合は、別に定める内規に基づき遅滞なく手続を行う。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,639,642	流 動 負 債	1,272,932
現金及び預金	2,557,714	買掛金	44,190
受取手形	428,726	工事未払金	40,452
売掛金	121,767	短期借入金	890,000
完成工事未収入金	183	1年内返済予定の長期借入金	101,700
有価証券	285,091	リース債務	5,984
商品及び製品	96,842	未払金	21,699
仕掛品	2,259	未払費用	96,683
未成工事支出金	22,170	未成工事受入金	13,022
原材料及び貯蔵品	53,809	賞与引当金	29,900
未収還付法人税等	25,895	その他	29,299
その他	45,181	固 定 負 債	1,253,963
固 定 資 産	6,608,664	長期借入金	355,925
有 形 固 定 資 産	5,694,663	再評価に係る繰延税金負債	551,377
建物	1,364,537	繰延税金負債	155,152
構築物	73,065	長期未払金	45,234
機械及び装置	109,215	預り敷金	146,274
車両運搬具	4,169	負 債 合 計	2,526,896
工具、器具及び備品	22,684	純 資 産 の 部	
土地	4,107,941	株 主 資 本	6,772,389
リース資産	5,795	資本金	3,295,900
建設仮勘定	7,255	資本剰余金	3,696,670
無 形 固 定 資 産	95,595	資本準備金	1,061,307
ソフトウェア	52,773	その他資本剰余金	2,635,362
電話加入権	1,922	利 益 剰 余 金	150,407
ソフトウェア仮勘定	40,900	その他利益剰余金	150,407
投 資 其 他 の 資 産	818,405	買換資産圧縮積立金	56,160
投資有価証券	765,669	繰越利益剰余金	94,246
関係会社株式	10,000	自 己 株 式	△370,588
差入保証金	15,562	評価・換算差額等	949,020
保険積立金	10,004	その他有価証券評価差額金	268,379
その他	17,518	土地再評価差額金	680,641
貸倒引当金	△350	純 資 産 合 計	7,721,410
資 産 合 計	10,248,306	負 債 純 資 産 合 計	10,248,306

損 益 計 算 書

（平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額
売 上 高	2,101,290
売 上 原 価	1,919,402
売 上 総 利 益	181,887
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	552,558
営 業 損 失	370,670
営 業 外 収 益	28,648
受 取 利 息	548
有 価 証 券 利 息	9,225
受 取 配 当 金	5,702
仕 入 割 引	4,556
雑 収 入	8,614
営 業 外 費 用	15,966
支 払 利 息	5,604
休 止 固 定 資 産 減 価 償 却 費	2,821
休 止 固 定 資 産 諸 経 費	3,625
支 払 補 償 費	2,008
雑 損 失	1,906
経 常 損 失	357,988
特 別 利 益	251,528
固 定 資 産 売 却 益	243,446
投 資 有 価 証 券 売 却 益	8,082
特 別 損 失	12,013
完 成 工 事 臨 時 補 修 費 用	12,000
固 定 資 産 除 却 損	13
税 引 前 当 期 純 損 失	118,473
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	9,546
法 人 税 等 調 整 額	45,366
当 期 純 損 失	173,385

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金		利益剰余金合計		
					買換資産圧縮 積立金	繰越利益剰余金			
平成26年4月1日 残高	3,295,900	1,061,307	2,635,362	3,696,670	—	593,757	593,757	△370,588	7,215,739
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△53,959	△53,959		△53,959
当期純損失						△173,385	△173,385		△173,385
土地再評価差額金の取崩						△216,004	△216,004		△216,004
買換資産圧縮積立金の積立					53,998	△53,998			
税率変更に伴う買換資産圧縮積立金の増加					2,720	△2,720			
買換資産圧縮積立金の取崩					△557	557			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	56,160	△499,510	△443,350	—	△443,350
平成27年3月31日 残高	3,295,900	1,061,307	2,635,362	3,696,670	56,160	94,246	150,407	△370,588	6,772,389

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成26年4月1日 残高	150,046	408,373	558,420	7,774,159
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△53,959
当期純損失				△173,385
土地再評価差額金の取崩				△216,004
買換資産圧縮積立金の積立				
税率変更に伴う買換資産圧縮積立金の増加				
買換資産圧縮積立金の取崩				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	118,332	272,267	390,600	390,600
事業年度中の変動額合計	118,332	272,267	390,600	△52,749
平成27年3月31日 残高	268,379	680,641	949,020	7,721,410

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

③ デリバティブ

時価法

④ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・製品・原材料・仕掛品

総平均法による原価法

・未成工事支出金

個別法による原価法

・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法によっております。

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	15年～43年
機械及び装置	9年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

なお、当事業年度においては、役員賞与の支給をしないこととしたため、引当計上しておりません。

④ 工事損失引当金

受注工事等に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事等のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事等について、翌期以降の損失見込額を計上しております。

なお、当事業年度末においては、該当する工事等がなかったため、引当計上しておりません。

(5) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ. 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

ロ. その他の工事

工事完成基準

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引及び金利スワップ取引

ヘッジ対象…外貨建債権債務及び借入金の支払金利

③ ヘッジ方針

為替変動リスク及び金利変動リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債権債務の範囲内でヘッジを行っております。

- ④ ヘッジ有効性評価の方法 為替予約取引については、将来の取引予定に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため有効性の判定を省略しております。また、特例処理によっている金利スワップについても有効性の評価を省略しております。

- (7) その他計算書類作成のための基本となる事項
消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,331,236千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- ① 短期金銭債権 1,600千円
- ② 長期金銭債権 40千円
- (3) 土地再評価法に基づく土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額による算出

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 Δ 1,043,397千円

3. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高
- 営業取引 3,555千円
- 営業取引以外の取引高 231千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	9,320千株	一千株	一千株	9,320千株

- (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,611千株	一千株	一千株	1,611千株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成26年6月20日開催の第52回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	53,959千円
・1株当たり配当額	7円
・基準日	平成26年3月31日
・効力発生日	平成26年6月23日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの
平成27年6月22日開催の定時株主総会において、次の決議を予定しております。

・配当金の総額	38,542千円
・配当金の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	5円
・基準日	平成27年3月31日
・効力発生日	平成27年6月23日

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

平成17年6月28日第43回定時株主総会決議（特別決議）

	平成17年7月14日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	12,000株
新株予約権の残高	6個

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産（流動）	
工事未払金	4,830
賞与引当金	9,896
棚卸資産評価損	2,708
その他	1,369
繰延税金資産（流動）小計	18,805
繰延税金資産（固定）	
長期未払金	1,491
ゴルフ会員権評価損	6,616
土地評価損	5,833
減損損失	52,659
その他	258
繰延税金資産（固定）小計	66,858
繰延税金資産合計	85,663
評価性引当額	△85,663
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	128,279
買換資産圧縮積立金	26,872
繰延税金負債合計	155,152
繰延税金資産（負債）の純額	△155,152

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額は15,810千円減少し、法人税等調整額が2,720千円、その他有価証券評価差額金が13,089千円増加しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は56,262千円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資金は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、関係会社に対し長期貸付を行っております。

営業債務である買掛金及び工事未払金は、そのほとんどが1ヵ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、主として外貨建ての取引に係わる為替の変動リスクを回避することを目的とした先物為替予約をヘッジ手段として利用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、前述の重要な会計方針「(6)重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、稟議書「取引与信限度額設定許可申請書」等に従い、営業債権及び長期貸付金について、営業本部及び総務部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。子会社についても、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、月次決算の資料に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑤ 信用リスクの集中

当事業年度の末日現在における営業債権のうちほぼ100.0%が、特定の大口顧客である三菱商事建材㈱に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。（（注）2. 参照）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,557,714	2,557,714	—
(2) 投資有価証券	721,035	721,035	—
資産計	3,278,750	3,278,750	—
(1) 短期借入金	890,000	890,000	—
負債計	890,000	890,000	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期的で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

(1) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	44,000
投資事業組合出資金	633

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2)投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,556,958	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	—	—	—	—
合計	2,556,958	—	—	—

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）や賃貸駐車場等を有しております。平成27年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は111,248千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価、販売費及び一般管理費に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
前事業年度末残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
2,545,421	703,821	3,249,242	3,601,029

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当事業年度増減額のうち、主な増加額は固定資産の取得(1,057,750千円)であり、主な減少額は固定資産の売却(312,699千円)及び減価償却費(41,229千円)であります。
3. 当事業年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については「固定資産税評価額」に基づいたみなし時価による金額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

兄弟会社等

属 性	会 社 名 称	資 本 金 又 出 資 金 (千円)	事 業 の 内 容 又 は 職 業	議 決 権 等 の 所 有 割 合 (%)	関 係 内 容		取 引 内 容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
					役 員 兼 任 等	事 業 上 の 関 係				
主要株主(会社等)が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	三菱商事 建 材 株 式 有 限 公 司	500,000	建 材 商 社	なし	なし	当社製品の販売及び同製品の工事請負並びに原材料の購入	製品の販売及び同製品の工事請負	1,500,455	受取手形 売掛金	428,726 121,767
							原材料の購入	244,755	買掛金	25,152

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 製品の販売及び同製品の工事請負については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、その都度交渉の上、決定しております。
- 原材料の購入については、三菱商事建材株以外からも見積りを入手し、每期価格交渉の上、市場の実勢価格をみて決定しております。
- 上記の金額のうち取引金額は消費税等を含めず、期末残高は消費税等を含めて表示しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,001円67銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 22円49銭 |

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月14日

株式会社スパンクリートコーポレーション

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野 信行 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高橋 幸毅 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スパンクリートコーポレーションの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月14日

株式会社スパンクリートコーポレーション 監査役会

常勤監査役 森 康裕 ⑩

監査役 松岡幸秀 ⑩

監査役 阿部裕三 ⑩

(注) 常勤監査役 森 康裕、監査役 松岡幸秀及び監査役 阿部裕三は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

期末配当につきましては、企業体質の強化と今後の事業展開への備えを図りつつ、業績及び配当性向等を総合的に勘案し、株主の皆様のご期待にお応えするべく安定的かつ継続的な配当の実施を基本方針としております。

第53期の期末配当につきましては、業績結果及び配当原資を勘案の上、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は38,542,510円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月23日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 取締役又は監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法に基づき、取締役又は監査役の責任を取締役会の決議により一部免除する旨の規定及び取締役又は監査役の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設するとともに、新設に伴う条数の繰り下げを行うものであります。

なお、定款第30条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、補欠役員の予選に関する規定の項数が変更されましたので、第33条第3項の一部を変更するものであります。

2. 定款変更案の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第30条～第32条 （条文省略）</p>	<p>第30条 <u>（取締役の責任免除）</u></p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（会社法第2条第15号イで定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第31条～第33条 （現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第33条</u></p> <p>1 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>4 (条文省略)</p> <p><u>第34条～第39条</u> (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>第40条～第47条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第34条</u></p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p><u>第35条～第40条</u> (現行どおり)</p> <p><u>第41条 (監査役の責任免除)</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p><u>第42条～第49条</u> (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本株主総会終結の時をもって、任期満了となりま
すので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
1	い い む れ さ と し 飯 牟 礼 さ と し 聡 (昭和28年3月23日生)	昭和50年4月 三菱商事㈱入社 平成3年3月 カナダ三菱商事会社バンクー バー支店 木材部長 平成10年2月 三菱商事㈱東京本店 木材第 一部 平成11年7月 同社九州支社 資材チームリ ーダー 平成13年5月 同社東京本店 木材第一部 平成15年1月 ケープフラッター・シリカ 鉱山㈱ 社長 平成21年4月 当社入社 営業部長 同年6月 当社取締役就任 営業部長 平成22年6月 当社常務取締役就任 平成25年6月 当社代表取締役社長就任 (現任) 統括、営業本部・総務・生産・ 内部監査・経営企画・生産イ ノベーション管掌 (現在に至る)	7,200株
2	さ い と う け ん じ 齊 藤 建 次 (昭和21年7月31日生)	昭和45年10月 当社入社 平成8年12月 当社営業第二部長 平成11年1月 当社営業部長 平成11年6月 当社取締役就任 営業部長 平成15年6月 当社常務取締役就任 平成22年6月 当社代表取締役社長就任 同年7月 統括・営業本部長 平成25年6月 当社取締役相談役就任(現 任) (現在に至る)	44,900株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	きくちとおる 池透 (昭和34年7月25日生)	昭和59年4月 当社入社 平成17年1月 当社設計部長 平成21年6月 当社宇都宮工場長 平成23年6月 当社技術グループ長 平成25年6月 当社取締役就任(現任) 平成26年7月 当社管理本部長 総務関係統括 総務・経営企画・生産・技術・品質保証室・生産イノベーション室担当 (現在に至る)	一株
4	むらやまのりこ 村山典子 (昭和40年12月1日生)	平成7年5月 当社入社 平成16年10月 当社業務部長兼企画室長 平成19年6月 当社取締役就任 業務部長兼企画室長 平成20年6月 当社常務取締役就任 平成22年7月 当社営業副本部長及び内部監査室管掌 平成23年6月 当社常務取締役 営業副本部長兼企画室長品質保証室管掌 平成24年6月 当社企画管掌 企画室長 平成25年6月 当社代表取締役専務就任 平成26年6月 当社取締役就任(現任) (現在に至る)	572,100株
5	ぶんどうきよし 分藤潔 (昭和28年11月27日生)	昭和51年4月 新日本製鐵(株)(現 新日鐵住金(株))入社 平成10年12月 同社エネルギー営業部都市ガスパイプライン営業グループリーダー 平成13年4月 鈴木金属工業(株)出向営業本部 平成14年6月 同社営業本部営業総括部担当部長 平成16年6月 同社営業総括部長 平成19年6月 同社執行役員 営業総括部担当 平成20年2月 同社執行役員 輸出部長兼営業総括部担当 平成21年6月 当社社外取締役就任(現任) 平成22年6月 鈴木金属工業(株)常務執行役員就任 営業総括・海外営業担当 平成23年6月 同社常務取締役(現任) (重要な兼職の状況) 鈴木金属工業(株)常務取締役	一株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
6	おおのこうじ 大野浩司 (昭和42年8月28日生)	平成2年4月 三菱商事㈱入社 平成14年4月 英国MCSI社出向 平成16年8月 英国三菱商事会社出向 平成18年4月 三菱商事㈱生活産業グループ CEOオフィス 平成22年9月 同社資材本部住宅資材ユニッ トセメントチームリーダー 平成23年6月 当社社外取締役就任(現任) 平成25年4月 三菱商事㈱資材本部住宅資材 部セメントチームリーダー 平成26年4月 同社生産原料本部住宅資材部 長(現任) (現在に至る)	一株
7	つばい てつあき 坪井哲明 (昭和49年10月23日生)	平成14年6月 富士平工業㈱入社 平成15年12月 同社経営企画室長就任 平成17年2月 同社代表取締役専務就任 平成20年2月 同社代表取締役社長就任 (現任) 平成25年6月 日本スパンクリート機械㈱代 表取締役社長就任(現任) 平成26年6月 当社社外取締役就任(現任) (現在に至る) (重要な兼職の状況) 日本スパンクリート機械㈱代 表取締役社長 富士平工業㈱代表取締役社長	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 分藤潔氏、大野浩司氏及び坪井哲明氏の3名は、社外取締役候補者であります。
3. 分藤潔氏、大野浩司氏及び坪井哲明の3名の社外取締役候補者としての選任理由は以下のとおりであります。

分藤潔氏は、鈴木金属工業㈱の常務取締役であります。鈴木金属工業㈱は当社第3位の大株主であり、これまで培ってこられた知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたく、社外取締役として選任をお願いするものであります。

大野浩司氏は、三菱商事㈱生産原料本部住宅資材部長であります。同社は当社の筆頭株主であり、同社100%子会社三菱商事建材㈱が当社の総販売代理店であります。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、これまでの業務を通じて培ってこられた知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたく、社外取締役として選任をお願いするものであります。

坪井哲明氏は、日本スパンクリート機械㈱の代表取締役社長及び富士平工業㈱の代表取締役社長であります。日本スパンクリート機械㈱は当社第2位の大株主であり、同氏は経営者としての経験と、これまで培ってこられた知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたく、社外取締役として選任をお願いするものであります。

4. 分藤潔氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
大野浩司氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
坪井哲明氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、分藤潔氏、大野浩司氏及び坪井哲明氏が選任され就任した場合、第2号議案が原案どおり承認可決されることを条件に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低限度額として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本株主総会終結の時をもって、任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

※印は、新任候補者であります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	もり やすひろ 森 康 裕 (昭和25年4月16日生)	昭和49年4月 野村不動産㈱入社 平成6年6月 同社事務管理部 平成8年12月 同社監査室 平成13年6月 同社監査室長 平成16年10月 野村不動産ホールディングス ㈱出向 監査部長 平成22年4月 野村不動産㈱定年退職 平成22年6月 神戸市のJASDAQ上場デ ベロッパーと、経営コンサル タント業務受諾 平成23年6月 当社監査役就任 (現在に至る)	一株
2	まつおか ゆきひで 松 岡 幸 秀 (昭和27年10月4日生)	昭和58年1月 等松・青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入社 昭和58年2月 公認会計士第三次試験 合格 平成23年9月 有限責任監査法人トーマツ退職 平成23年10月 松岡公認会計士事務所開業 平成25年6月 当社監査役就任 (現在に至る) (重要な兼職の状況) ㈱ティーガイア 社外監査役 平和紙業㈱ 社外監査役	一株
※ 3	やの ちあき 矢 野 千 秋 (昭和22年9月24日生)	昭和56年11月 司法試験合格 昭和59年4月 弁護士登録 平成7年4月 矢野総合法律事務所設立 (現在に至る)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 森康裕氏、松岡幸秀氏及び矢野千秋氏の3名は、社外監査役候補者であります。
3. 森康裕氏、松岡幸秀氏及び矢野千秋氏の3名の社外監査役候補者としての選任理由は以下のとおりであります。

森康裕氏は、過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、野村不動産㈱の監査室長を経験され、知識経験共に有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断した為、社外監査役として選任をお願いするものであります。

松岡幸秀氏は、有限責任監査法人トーマツでのパートナーとして知識・経験共に有しており、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断した為、社外監査役として選任をお願いするものであります。

矢野千秋氏は、弁護士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただきたい為、社外監査役として選任をお願いするものであります。

4. 森康裕氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

松岡幸秀氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

5. 当社は、森康裕氏、松岡幸秀氏及び矢野千秋氏の3名が選任され就任された場合、第2号議案が原案どおり承認可決されることを条件に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低限度額として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第5号議案 補欠監査役3名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき補欠監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

補欠監査役が監査役に就任する順位につきましては、大谷光威氏を第一順位とし、梅村淳之介を第二位、野澤弘史氏を第三位といたします。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	のざわ ひろし 野澤弘史 (昭和14年2月18日生)	昭和37年4月 (株)日本興業銀行入行 昭和63年6月 当社入社 顧問 昭和63年7月 当社常務取締役就任 平成9年6月 当社監査役就任 平成15年6月 当社監査役退任	3,000株
2	うめむら じゅんのすけ 梅村淳之介 (昭和8年9月24日生)	昭和32年6月 鈴木金属工業(株)入社 平成6年1月 同社社長室部長 平成7年6月 当社監査役就任 平成9年6月 当社常勤監査役 平成16年6月 当社常勤監査役退任	4,000株
3	おおたに みつたけ 大谷光威 (昭和18年2月23日生)	昭和42年4月 (株)日本興業銀行入行 平成5年6月 同行電子計算室長 平成7年6月 同行事務管理部長 平成9年6月 翼システム(株)へ出向 平成10年10月 同社常務取締役就任 平成15年10月 同社常勤監査役就任 平成17年6月 同社常勤監査役退任 平成18年6月 当社常勤監査役就任 平成22年6月 当社常勤監査役退任	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 梅村淳之介氏及び大谷光威氏の2名は補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 梅村淳之介氏及び大谷光威氏の2名を補欠の社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。

梅村淳之介氏は、鈴木金属工業(株)の社長室部長を経て当社の監査役に就任され、その職務を遂行していただいた経験を有しており、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断した為であります。

大谷光威氏は、(株)日本興業銀行事務管理部長及び翼システム(株)監査役を経て当社の監査役に就任され、その職務を遂行していただいた経験を有しており、過去社外役員と

なること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

4. 当社は、野澤弘史氏、梅村淳之介氏及び大谷光威氏が補欠として監査役に就任した場合、第2議案が原案どおり承認可決されることを条件に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低限度額として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第6号議案 会計監査人不再任の件

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 監査役会が不再任に関する議案の内容を決定した理由

当社は、財務報告において客観性を担保し、当社及び会計監査人の相互に業務の適正を維持するため、関与して頂く監査法人又は業務執行社員を定期的に見直しております。

当社の会計監査人は新日本有限責任監査法人でありますところ、この度、新日本有限責任監査法人の任期満了に伴い、新たに選考及び評価を行った結果、有限責任監査法人トーマツを、次期会計監査人として適切と評価いたしました。つきましては、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人を不再任とすることにつき承認をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の決議を経ております。

第7号議案 会計監査人選任の件

本議案は、第6号議案「会計監査人不再任の件」が可決承認されることを条件に、新たな会計監査人の選任をお願いするものであります。

当社は、財務報告において客観性を担保し、当社及び会計監査人の相互に業務の適正を維持するため、関与して頂く監査法人又は業務執行社員を定期的に見直しております。

この度、新日本有限責任監査法人の任期満了に伴い、新たに選考及び評価を行った結果、有限責任監査法人トーマツを、次期会計監査人として適切と評価いたしました。つきましては、新たに会計監査人の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の決議を経ております。

会計監査人候補者の名称、主たる事務所の所在場所及び沿革等は、次のとおりであります。

名 称	有限責任監査法人トーマツ	
主たる事務所の所在場所	東京都港区港南2-15-3 品川インターシティC棟	
沿 革	昭和43年5月 等松・青木監査法人設立 昭和50年5月 トウシュ ロス インターナショナル<TRI> (現 デロイト トウシュ トーマツ リミテッド<DTTL>)へ加盟 平成2年2月 監査法人トーマツに名称変更 平成21年7月 有限責任監査法人に移行し、有限責任監査法人トーマツに名称変更	
概 要	資本金 866百万円 (平成26年12月末日現在) 人員数 (平成26年12月末日現在) パートナー (特定社員136名含む) 696名 専 門 職 4,653名 事 務 職 559名 合 計 5,908名 上記のうち、 公認会計士 3,151名 公認会計士試験合格者等 (会計士補含む) 1,137名 監査関与会社 (平成26年9月末日現在) 3,587社	

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都文京区湯島一丁目7番5号
東京ガーデンパレス2階「天空」
電話 03 (3813) 6211



最寄駅

東京メトロ 丸ノ内線御茶ノ水駅より徒歩5分

東京メトロ 千代田線新御茶ノ水駅より徒歩5分

J R 中央線・総武線御茶ノ水駅より徒歩5分

